

高知県個人情報の保護に関する法律施行細則の概要

- 1 国から示された様式例を参考にして、法、政令等で規定されている通知書等の様式を定めた。
- 2 本人等の確認のために必要な書類として、政令で定められているもの以外のものは、知事が別に定めることとした。
- 3 電磁的記録の開示方法は、現行どおり、録音テープ又はビデオテープについては、専用機器により再生したものの聴取若しくは視聴又は複写したものの交付等とした。
- 4 保有個人情報の開示の実施は、現行どおり、知事が指定する日時及び場所において行うこととした。
- 5 知事は、現行どおり、地方公共団体等行政文書の閲覧をする者が当該地方公共団体等行政文書を汚損し、若しくは破損し、又はそのおそれがあると認めるときは、当該閲覧を中止させ、又は禁止することができることとした。
- 6 地方公共団体等行政文書の写し等の交付を受けることができる部数は、現行どおり、請求1件につき1部とした。
- 7 写し等の交付に係る費用の納付の方法は、現行どおり、知事が発行する納入通知書又は納付書により納付する方法等とした。
- 8 送付に要する費用は郵便料金とし、その納付の方法は写し等の交付に係る費用の納付の方法と同じとし、知事が特に認める場合は、郵便切手により納付することができることとした。
- 9 訂正請求に係る保有個人情報の訂正に伴い訂正請求者から当該保有個人情報の開示を求められたときは、地方公共団体等行政文書の写し等の交付に係る費用の納付を要しないこととした。
- 10 現行どおり、既に地方公共団体等行政文書の写し等を交付した部分について、裁決又は判決に基づき開示をする範囲を広げて再度開示をする場合は、写し等の交付に係る費用の納付を要しないこととした。
- 11 特定個人情報の開示をする場合において地方公共団体等行政文書の写し等の交付に係る費用の額を免除する場合は、現行どおり、生活保護法第11条第1項各号に掲げる扶助を受けている場合等とした。
- 12 現行どおり、開示請求等に係る委任状には本人の実印を押印し、その実印の印鑑証明書を添えなければならないこととした。
- 13 口頭による開示の求めができることとし、現行どおり、項目、期間、場所等を告示することとした。
- 14 運用状況の公表は、現行の公報ではなく、課のホームページで行うこととした。
- 15 この規則は、法及び条例と同じく、令和5年4月1日から施行することとした。
- 16 この規則の制定に伴い、高知県個人情報保護制度委員会規則、知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則、高知県個人情報保護審査会規則及び事業者が取り扱う個人情報の保護に関する規則を廃止することとした。